

地域包括ケアシステム構築に向けた取り組みを推進する中核的な機関として、地域包括支援センターの機能強化を図り、その適正かつ円滑な運営について協議するため開催しました。

| 開催日       | 構成員   |
|-----------|---|
| R7年11月27日 | 学識経験者、高島市医師会、湖西介護支援専門員連絡協議会、高島市介護サービス事業者協議会、高島健康福祉事務所、あいりんつむぎ地域包括支援センター、高島・安曇川地域包括支援センター、介護保険課、健康推進課、高齢者支援課 |
| 協議内容      | ①地域包括支援センターの評価に関すること<br>②今後の予定について<br>a. 人員基準の緩和について<br>b. 地域包括支援センターのあり方について                               |

## 意見等

①地域包括支援センターの評価に関すること



評価に関しては意見なし  
 地域包括支援センターに関する取り組み  
 課題について意見交換。

②今後のあり方について  
 a. 人員基準の緩和について

<令和6年3月29日介護保険法施行規則改正点>

- ・非常勤職員の常勤換算  
 常勤換算方法により配置基準を満たすことができる。

# 地域包括支援センター機能強化検討会結果

- ・複数拠点の合算による柔軟な職員配置

<改正前>



a、b、cそれぞれの圏域で3職種を配置

<改正後>



例:3つのセンターがある場合、どこかのセンターで社会福祉士がいなくても、違うセンターに2人いれば、合計3職種×3センター分の9人ずついることになるため、基準を満たす。  
(この場合でも最低2職種は必置)

**※3つの圏域の必要な専門資格と総配置人数は同じ**

(イメージ図は厚生労働省社会保障審議会資料から抜粋)

人員基準の緩和については了承

b.地域包括支援センターのあり方について

- ・朽木地域について、社協のグループホームを拠点として考えてはどうか。  
→通い、訪問等を担ってもらう。
- ・基幹型について、ケアプランを分けて考えた方がいいのではないか。

新旭・朽木については現状のままで意見なし。